北海道運輸局公示第５７号
（令和６年１月２５日最終改正）

個人タクシー事業の許可申請等の受付期間等の取扱い

個人タクシー事業の許可申請等について、運用の統一性、透明性を確保し、事案の迅速な処理及び申請者の負担の軽減を図るため、当該申請の受付期間等の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

平成１４年１月２３日

北海道運輸局長　中本　光夫

記

１　新規許可申請の受付期間等

（１）申請の受付期間

毎年１０月１日から同月３１日までとする。

なお、以下の①から④に該当する場合は、それぞれの受付期間等によるものとする。

①　「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施方法（平成１４年１月２３日付け北海道運輸局公示第５８号。以下「試験実施公示」という。）」Ⅱ４（２）またはⅢ５に基づく有効な合格証の交付を受けている者が、次の②から④以外の地域を営業区域とする申請の場合

通年とする。

②　「個人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準（平成１４年１月２３日付け北海道運輸局公示第５５号」Ⅱの地域を営業区域とする申請の場合

通年とする。

③　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）第３条第１項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の場合

特定地域指定期間内においては、受付を行わない。

④　タクシー適正化・活性化特措法第３条の２第１項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の場合

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成２６年１月２７日付け北海道運輸局公示第８１号）」Ⅱ．１．に基づき北海道運輸局長が公示した期間を受付期間とする。

（２）法令及び地理の試験の実施時期

試験実施公示で定めるところにより実施する。

（３）処分の時期

別に定める標準処理期間の範囲内において随時行う。

２　譲渡譲受認可申請の受付期間等

（１）申請の受付期間

通年とする。

（２）法令及び地理の試験の実施時期

試験実施公示で定めるところにより実施する。

（３）処分の時期

別に定める標準処理期間の範囲内において随時行う。

３　相続認可申請の受付期間等

（１）申請の受付期間

随時行う。ただし、申請が被相続人の死亡後６０日以内になされるものであること。

（２）法令及び地理の試験の実施時期

随時行う。

（３）処分の時期

別に定める標準処理期間の範囲内において随時行う。

附　則

１　平成１４年における、記２（１）については、平成１４年２月１日から同月２８日までとし、同２（２）については、平成１４年４月２０日から同月３０日までの間におけるいずれかの日に実施し、同２（３）については、平成１４年５月末日までに、同２（４）については、平成１４年７月末日までに行うこととする。

２　この公示は、平成１４年２月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（平成１６年９月３０日付け北海道運輸局公示第３９号）

この公示は、平成１６年１０月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（平成２３年１２月２８日付け北海道運輸局公示第４１号）

この公示は、平成２４年４月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（平成２６年１月２７日付け北海道運輸局公示第８８号）

この公示は、平成２６年１月２７日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（平成２７年１月２９日付け北海道運輸局公示第５４号）

この公示は、平成２７年１月２９日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（令和２年１月２７日付け北海道運輸局公示第８６号）

この公示は、令和２年１月２７日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（令和６年１月２５日付け北海道運輸局公示第９２号）

この公示は、令和６年１月２５日以降に申請を受け付けたものから適用する。